

2020/07/29 現在

京都市文化芸術活動再開への発表・鑑賞拠点継続支援金 Q&A

【1.交付対象要件】

Q.練習や稽古、録音・収録が目的の施設は対象となりますか？

A. 対象となりません。発表・鑑賞を主たる目的とする施設を支援します。

Q.美術館・博物館で公募展・企画展などを行っていますが対象となりますか？

A. 専ら収蔵品の展示を行う施設については対象外となります。公募展・企画展などを行っている場合は、相談窓口にご連絡ください。文化芸術活動の詳細についてお伺いし、総合的に判断します。

Q.カフェとライブハウスの複合施設を運営しています。応募対象となりますか？

A. 主たる目的が文化芸術活動の発表・鑑賞であれば対象となります。

Q.書店・レコード店は対象になりますか？

A.書籍やCD等の販売を主たる目的としている店舗については、対象としていません。書店やレコード店に、文化芸術の発信・鑑賞場所（ギャラリー等）を併設し運営している場合などについては、相談窓口にご連絡ください。文化芸術活動の詳細についてお伺いし、総合的に判断します。

Q.なぜ、500席以上の劇場、スクリーンが6面以上の映画館は対象外になるのですか？

A.新型コロナの影響は、すべての文化芸術の発表・鑑賞拠点に及んでいるものと認識しています。しかしながら、各業界のガイドラインに沿って運営を考えたときに、規模の小さな劇場等は、席数・集客数の確保が困難であるため、予算額も含めて検討した結果、今回の条件を設けさせていただいたものです。

Q.主たる目的が文化芸術活動か、飲食かどうかは、どのように判断するのですか？

A.文化芸術活動が行われる頻度等をお伺いし、総合的に判断しますので、迷われる場合はご相談ください。

Q.新型コロナの影響を受けたという要件は、どのようなことを指しますか？

A.施設の運営を一時中断した、実施する予定であった企画を中止・延期にした等の影響があったことを想定しています。

Q. 同一人の運営する複数の施設についても、それぞれが対象となりますか？

A. 対象となります。

Q.この募集以外の助成事業にも応募を予定しています。助成の対象となりますか？併用不可の助成金・補助金名があれば教えてください。

A. すべて併用可能です。

【2.実施方法】

Q.クラウドファンディングは施設側で実施するのですか？

A. 京都市で実施するので、施設側で実施する必要はありません。ただし、寄付の呼びかけ等の周知活動に協力していただきます。また、寄付者への返礼品の提供にご協力いただきます。返礼品の内容については、現在検討中ですが、それほど負担にならない程度のものにしたいと考えております。ただし、いずれもノルマがあるわけではありませので、できる範囲でご協力ください。

Q. クラウドファンディングの手数料は採択者の負担となりますか？

A. 手数料は京都市が負担します。採択者が手数料を払うことはありません。

【3. 支援金】

Q.支援金の金額はどの程度になりますか。

A.クラウドファンディングでどの程度ご寄付いただけるか、また参画いただける施設が何施設になるかで、金額が変わります。仮に、クラウドファンディングで1000万円のご寄付をいただくことができた場合、本市からも同額の1000万円を上乗せし、合計2000万円が原資になります。参画いただく施設が100施設の場合、「2000万円÷100施設」となり、1施設当たり20万円を交付することになります。

Q.施設の維持継続に必要な経費とは何ですか？維持継続の経費のなかに例外はありますか？

A. 施設の維持経費に必要と認められる経費であれば、原則対象となります。例えば、家賃やスタッフの人件費等の固定費、雇用にかかる保険代、消毒液の購入等の感染症対策に係る経費、新たな企画の実施経費等を想定しています。

Q.応募日より前に支払った経費も対象になりますか？

A. 対象となりません。今回応募いただいた後、参画の決定通知をお送りしますので、その日以降の経費が対象になります。

【4 提出書類】

Q.どのように申請すればよいですか？

A.オンラインまたは郵送にて申請書類を提出してください。京都市や京都芸術センターの窓口への直接持参は受け付けていません。

■オンラインの場合：申請書類（1）～（4）のうち、次の書類(2)～(4)についてはデータ化した上で、メールに添付してお送りください。

(2) これまでの活動実績及び今後の活動予定が分かる書類（自由様式。写真、チラシ、パンフレット、スケジュール等）

(3) 申請者が施設の代表者であることを証明する書類（登記事項証明書、賃貸借契約書など）※写しで結構です。

(4) 委任状（第2号様式）※施設の代表者と申請者が異なる場合のみ必要です。

■郵送の場合：京都芸術センターまで郵送してください。

必ず、封筒の表面に「京都市文化芸術発表・鑑賞拠点継続支援金」と朱書きしてください。

Q.申請書類はどこで手に入りますか？

A. オンラインで申請される方は専用フォームから申請してください：
https://camail.knt.co.jp/form/pub/knt_kbc/kyoto_kyoten

郵送で提出される方は、[こちらの「>>交付申請書・委任状のダウンロードはこちら」](#)から申請書をダウンロードしてください。ダウンロードが難しい場合は相談窓口までお問い合わせください。

Q.申請時に提出する書類には、どのようなことを記載すべきですか？

A.申請様式に沿って、簡潔に記載ください。特に施設への影響、感染拡大防止のための取組、今後の運営の見通しといった質問項目について、わかりやすく記載をお願いします。中止になった企画、今後予定されている企画等については、チラシやホームページを印刷したもの等で補足いただいても構いません。

【8 支援金の交付について】

Q.採択結果はどのように通知されますか？

A. メールまたは郵送で全ての申請者にお知らせします。

Q.交付金はいつ支払われますか？

A. クラウドファンディングの終了後、必要な手続きが終わり次第、指定の口座に振込いたします。

【9.結果報告書】

Q.結果報告書は何を提出したらよいのですか？

A.基本的には、後日お知らせする報告様式を提出していただきます。活動再開後にどのような企画を実施したか、施設の維持のために本支援金をどのような経費に使用したか等を記載いただきます。あわせて、関係するチラシや写真等があれば提出していただきます。

【その他】

Q. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した「新しい生活スタイル」とはどういったものですか？

A. 「新しい生活スタイル」（人との距離、マスクの着用、手洗い勧奨、消毒などへの対応）のもと、各芸術分野・施設分野において示されているガイドライン等に沿って、ご対応いただくことを想定しています。

文化庁ホームページより「業種別ガイドライン」などをご確認ください。

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf

Q.施設を再開しようとしたが、事情があって再開出来なくなった場合、どのような扱いになりますか？

A.まずは、相談窓口でご事情をお聞かせください。その内容によって、検討させていただきます。

Q.活動再開中に新型コロナの感染者が発生したら参画できなくなるのですか？

A.「新しい生活スタイル」の下、ガイドラインに沿って適切な運営をされたうえで、なお感染者が発生してしまった場合、それだけを持って対象外とすることはありません。ご事情を

伺ったうえで、判断することになります。

Q.京都市の広報協力はありますか？

A. ふるさと納税型クラウドファンディングを実施するに当たり、各施設をとりまとめて広報していく予定です。その他、京都市のホームページや SNS で広報します。

Q.チラシやウェブサイトにはどのようなクレジットが必要ですか？

A. 特に、クレジットを記載いただく必要はありません。